

本規定は、お客様が、日本オラクル株式会社（以下「オラクル」といいます）との Oracle Exadata Cloud at Customer に関する契約（以下「エンドユーザー・クラウド・サービス契約」といいます）に基づき、株式会社アシスト（以下「アシスト」といいます）に対し、お客様の注文書に記載する Oracle Exadata Cloud at Customer（以下「クラウド・サービス」といいます）を注文した場合に適用されるものとします。

条件：

お客様の注文書に記載の製品とサービスは、本規定の条件に基づいて、アシストにより提供されます。なお、アシストは当該サービスの実施をオラクルに再委託するものとします。お客様がお客様所定の発注書にクラウド・サービスを記載した上で署名又は記名捺印し（電子メールなど電磁的方法を含む）アシストに注文することにより、お客様が本規定の条件に同意したことを表明します。お客様所定の発注書上に規定される、あらゆる契約条件は、法的効力を有しません。クラウド・サービスの有効期間は、1) アシスト又はオラクルが別途指定した開始日、又は、2) 本規定に基づきクラウド・サービスをアクティブートできるアクセス権がお客様に発行された日、のいずれか（以下「クラウド・サービス開始日」といいます）に開始するものとします。

1. 有効期間及び終了

1) 本規定の条件は、本規定が付随する注文に対して適用されます。お客様は、クラウド・サービス期間中、本規定又は注文に定める場合を除き本規定又は注文を解約することができません。

2) クラウド・サービスは、お客様の注文で定義された期間において提供されます。

3) アシストが次のいずれかであると確信した場合、アシストは、お客様又はお客様のクラウド・サービスに対するアクセス、又は使用を停止することができます。

(a) クラウド・サービス、又はクラウド・サービス内の任意のコンテンツ、データ、若しくはアプリケーションの機能性、セキュリティ、完全性、若しくは可用性が、重大な脅威にさらされている、(b) お客様が、違法行為をはたらくためにクラウド・サービスにアクセスしている、又は利用している、又は (c) Acceptable Use Policy に対する違反がある。合理的に実行可能で合法的に許可されている場合、アシストは、お客様に、かかる停止についての事前通知を提供します。かかる停止を発生させた問題が解決したとアシストが判断した後、速やかに、アシストは、クラウド・サービスを再開する合理的な努力を行うものとします。いかなる停止期間中でも、アシストは、お客様が、お客様コンテンツを（停止日において存在していた状態で）利用できるようにします。本項に基づくいかなる停止も、本規定に基づくお客様の支払い義務を免除するものではありません。

4) いずれかの当事者が本規定又は注文の重要な条件に違反し、書面による違反の詳述から 30 日以内に違反を是正しない場合には、違反当事者は債務不履行となり、非違反当事者は、(a) 注文への違反の場合においては違反が発生した注文を終了させることができ、また (b) 本規定への違反の場合においては本規定及び本規定に基づき発行済みの全ての注文を終了させることができるものとします。アシストが、前述に定めるとおりに注文を終了させた場合、お客様は、30 日以内に、かかる終了前の未払金全額、並びにかかる注文に基づくクラウド・サービスに対して支払いが残っている全ての合計金額に加え、関連する税金及び費用を支払わなければなりません。料金の不払いを除き、非違反当事者は、違反当事者が違反を是正する合理的な努力を続ける限りにおいて、その単独の裁量により、かかる 30 日の期間を延長することに同意できます。本規定についてお客様の債務不履行が発生した場合、お客様は注文したクラウド・サービスを使用できないことに同意します。

5) クラウド・サービス期間の終了時に、アシストは、サービス仕様書に記載のデータ取出期間にわたり、お客様がお客様コンテンツを（サービス期間の終了時において存在していた状態で）取り出せるようにします。かかるデータ取出期間の終了時に、かつ、法律により義務づけられた場合を除き、アシストは、クラウド・サービス内に残存する、あらゆるお客様コンテンツを、消去するか又は復元できない状態にします。アシストのデータ消去プラクティスに関する詳細は、サービス仕様書に記載されています。

6) 本規定の終了又は満了の後も存続する規定は、「責任の制限」、「補償」、「料金及び支払」、及びその他の事項でその性質上存続すべきものに関連した条項です。

7) お客様が本規定又は注文に定める条項に違反した場合、お客様はアシストの書面（電子メールなど電磁的方法を含む）による通知により、アシストに対する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちにアシストに債務を弁済しなければなりません。

2. オラクルは、お客様による不履行に起因または関連してお客様に対し何らの責任も負わないものとします。

また、オラクルは、お客様による違反があった場合その他オラクルの支配を超える事由が生じた場合に本規定に基づくクラウド・サービスをオラクルが停止または終了することができるものとします。

3. 使用量/キャパシティの増加分についての追加料金

お客様の注文内に記載されたクラウド・サービスのいずれかについての所定のサービス数量をお客様が何らかの月に超過した場合、お客様は、当該増加分の使用量/キャパシティについて、お客様の注文に表示された正味料金単価にて支払いを行う必要があります。お客様は、アシストが、当該増加分の使用量/キャパシティに関する情報を受領すること、およびお客様に対して当該増加分の使用量/キャパシティについて請求を行うことを、了承するものとします。

4. Universal Credits クラウド・サービス開始日

本規定に基づき購入される Oracle PaaS and IaaS Universal Credits のプロビジョニングは、お客様の Oracle Cloud at Customer マシンのオラクルによるプロビジョニングの完了後に、実施されます。

5. UCM 向けのデータ・センター地域の可用性

Oracle Platform as a Service (PaaS) Cloud Services および Oracle Infrastructure as a Service (IaaS) Cloud Services についてのプラットフォームおよびデータ・センター地域の可用性に関する情報は、Oracle Cloud Portal (<https://cloud.oracle.com/data-regions>) に掲載されています。

6. クラウド・サービスの停止または終了

アシストが有することのある他の一切の停止または終了の権利に加えて、お客様は、次の場合にアシストが注文対象のクラウド・サービスについてのお客様のパスワード、アカウントおよびアクセス権を一時停止しかつ/または終了させることができる旨に、同意します。

(a) オラクル認定パートナーが本規定におけるクラウド・サービスについてのオラクルに対する義務に違反したとき（当該パートナーが本注文に関連してオラクルに支払うべき金額の適時支払いを怠ったとき）、または (b) お客様が本規定におけるクラウド・サービスに関連して当該オラクル認定パートナーに支払うべき金額についての適時支払いの義務に違反したとき。

7. Oracle Database Exadata Cloud at Customer Services (“ExaCC”) エンドユーザー条件

1) その他の定義

「ハードウェア」とは、お客様が注文する ExaCC サービスの一部として、オラクルが提供する ExaCC に関連するコンピュータ機器（ラックも含みます）及びリモート・ゲートウェイのことをいいます。

2) ExaCC のサービス・アクティベーションおよびサービス期間

a. お客様は、次に掲げる事項が、ハードウェアの設置およびお客様によるクラウド・サービスの使用の前提条件となる旨を、承知しているものとします。

(1) 該当の導入ガイド (<http://docs.oracle.com> にてご覧いただけます) に記載された要件の充足、および (2) 設置要件を記載した書面を提出する方法でのサービス・アクティベーション・リクエストの完了。導入ガイドは、サービス仕様書の一部を構成するものです。

b. ExaCC サービスの場合、サービス期間は、本注文に記載の日に開始します。日付の記載がない場合、ExaCC サービスの「クラウド・サービス開始日」は、次のうちいずれか先に到来した日となります。(i) お客様における ExaCC サービスの有効化が可能となるアクセス権の発行をお客様が受けた日、または (ii) お客様の注文日から 90 日。上記にかかわらず、お客様のデータ・センターの準備が整っているとの判断がオラクルにより下されているにもかかわらずオラクルによる出荷の不備のみに起因してオラクルからお客様への ExaCC ハードウェアの引渡し完了していない場合、クラウド・サービス開始日は、ExaCC ハードウェアの引渡しの 15 日後となります。

3) ExaCC に関するその他の権利及び義務

a. ネットワーク接続：お客様は、サービス期間中常に、サービス仕様書に説明されている通り、ネットワーク接続を維持する必要があります。

b. ハードウェアの適切な取り扱いに関する責任：ハードウェアがお客様の所在地にある間、お客様は、オラクルの提供するドキュメントに基づき、ハードウェアを適切に取り扱い、正常な状態に保つ義務があることに了承するものとします。お客様は、ハードウェアを占有又は管理している間は保険に加入し、損失又は損害時の追加被保険者及び受益者としてオラクルを指定するものとします。オラクルは、Service Description で定義されている通り、ハードウェアの保守を提供します。

お客様は、以下を行ってはならず、以下を引き起こしてはならず又は他社に対して以下を許可してはなりません。(i) オラクルの書面による同意なしに、ハードウェアに修正、改変、又は追加等を加えること（ハードウェア上のオラクル/Sun シリアル番号タグを変更又は除去することを含みます）、(ii) ハードウェアを酷使し、又は関連するドキュメントに従わずに使用すること、又は (iii) ハードウェアを修理、あるいは改ざんしようと試みることを。

本規定で定められているアシスト及びオラクルの義務は、以下には適用されません。(i) お客様がオラクルにハードウェアを修理又は保守を行うことを許可しなかったことに起因するハードウェアの故障（故障を修正しようとする意図のあらゆる次善策、又はハードウェア若しくは組込ソフトウェア・アップデートのオラクルによる組込若しくは実装を含みます）及び (ii) ハードウェアの問題が、ExaCC サービスの一環としてオラクルが提供したもの以外の機器やソフトウェアの使用に起因する範囲内にある場合。

4) ハードウェアの引渡し及び設置

a. 引渡し：オラクルは、お客様が購買書類において指定した出荷先住所にてハードウェアを引渡します。購入書類において出荷先住所の記載がされていない場合は、本規定において指定されている場所において引渡すものとします。該当する国特有のハードウェア発送条件は、<http://oracle.com/contracts> にある、Order and Delivery Policies において参照することができます。又は注文書に記載されています（以下「引渡場所」といいます）。

b. ハードウェアの所有権：ハードウェアの所有権及び権原は全て、オラクルが保有します。

c. 設置：オラクルは、ExaCC サービスの一環として、引渡場所におけるサービス・アクティベーション・リクエストに基づき、引渡場所にハードウェアを設置します。

d. 設置場所：お客様は、オラクルの明示的な承諾なしに、ハードウェアを別の場所に移転することはできません。ハードウェアの移転は、追加料金の対象となります。

5) ExaCC サービス満了時の返却

サービス期間終了後、又は本注文に基づく ExaCC サービスのその他の終了若しくは満了後、60 日までの期間、オラクルはお客様によるデータ収集を目的として、セキュアなプロトコル経由でハードウェアに存在するお客様のコンテンツを利用可能とするか、又は ExaCC サービスをアクセス可能な状態にします。お客様のコンテンツのコピー、又はお客様のコンテンツへのアクセスを取得するため、オラクルからの支援が必要な場合、お客様は ExaCC サービスに適用されるクラウド・カスタマ・サポート・ポータル(例、My Oracle Support)でサービス・リクエストを作成する必要があります。この 60 日間の間、ExaCC サービス及びハードウェアは、本番用の活動に使用することはできません。この 60 日間の期間の後、及び同じ ExaCC ハードウェアを含む ExaCC サービスの新規注文がない場合、オラクルは、ExaCC 上のディスク、フラッシュ・ドライブ及び全てのストレージ・コンテナから全データを削除し、お客様のロケーションからハードウェアを取り外し、除去します。オラクルには、この 60 日間の後は、お客様のコンテンツを保持する義務は一切ないものとします。

6) Exadata Cloud at Customer PCI

オラクルの Gen 2 Exadata Cloud at Customer Infrastructure (以下「ExaC@C」といいます)は、Payment Card Industry Data Security Standard Requirements and Security Assessment Procedures (以下「PCI DSS」といいます)への準拠についての監査を受けています。ExaC@C についての準拠証明書(以下「AOC」といいます)は、クラウド・サービスのオラクル・ポータルに掲載されており、お客様において適宜アクセスしていただけます。本注文のサービス期間中、オラクルは、ExaC@C について、当該 ExaC@C サービスに適用される PCI DSS により求められているところに基づき、年次で AOC を更新することによって、PCI DSS への準拠状況を維持します。お客様は、ExaC@C ラックの物理的セキュリティについて責任を負います。オラクルは、お客様により ExaC@C に入力されるデータ、ファイル、コード、情報、画像、動画その他のコンテンツのいずれについても責任を負わないとともに、お客様の業務のいかなる側面(お客様側仮想マシンの運用も含みますがこれに限定されません)についても責任を負いません。お客様は、セキュリティ・リスクを受け入れる能力を自らが有している旨、また、当該リスクを管理するための PCI DSS 準拠の手順および管理体制を維持する責任を自らが負う旨について、了承し理解しているものとします。お客様またはその規制当局における求めがある場合、お客様は、ExaC@C の AOC から除外された範囲を対象とする PCI DSS 監査を実施する責任を負います。

7) 第三受益者

オラクルは、本規定において変更不可能な第三受益者です。お客様が本注文のいかなる条項であれ違反した場合、お客様は、オラクルがお客様に対し直接本規定の条件を実施できることに同意します。

8. その他

アシストは、本規定により注文されたクラウド・サービス、コンサルティング/プロフェッショナル・サービス、及び/又はこれらに関連するサービスの提供にあたり、合理的な範囲で実際に支払った交通費や費用及び消費税を、別途お客様に請求し、お客様は、これを支払います。

その他：

1. 優先規定

本規定における条件と、上記で規定し参照される契約の条件との間に矛盾が生じた場合は、本規定の条件が優先されるものとします。また、本規定の条件は、いかなる書式の発注書の条件に対しても優先し適用されるものとします。

2. 責任の制限

いずれの当事者も、間接損害、付随的損害、特別損害、懲罰的損害又は結果的損害について、あるいは、逸失利益、売上の喪失、データ又はデータの使用機会の喪失について、何ら責任を負わないものとします。本規定又はお客様の注文により生じる、あるいは関連する損害に対するアシストの賠償責任は、契約上の責任によるものであるか、不法行為によるものであるか、又はその他のいかなる法律原因によるものであるかを問わず、本規定に基づいてお客様がアシストに支払った金額を上限とし、また当該損害が保証を満たさない不十分な対象製品又はクラウド・サービスから生じた場合には、アシストの賠償責任は、損害の原因である保証を満たさない不十分な対象製品あるいはクラウド・サービスに対してお客様が支払った金額を上限とします。

以上